

朝霞市役所(代表) TEL 048-463-1111 FAX 048-467-0770

※直通電話番号(ダイヤルイン)で電話をかけると、直接各担当係につながります。

●受付時間/午前8時30分～午後5時15分 ●休日/土・日曜日、祝日

募集

臨時給食調理員

募集人数/1人

年齢/20歳から

雇用期間/4月10日(水)～9月

30日(月) 継続あり(期間中

学校給食実施日および研修

日等に勤務)

勤務時間/午後1時30分～4時

勤務内容/食器洗浄作業

勤務場所/栄町学校給食セン

ター

賃金等/時給1020円(平

成24年度実績)

応募方法/3月1日(金)までに

学校給食課に履歴書(市販

のもの)を持参

※面接により採用を決定

応募先・問/学校給食課(溝

沼学校給食センター)

☎451-0370

朝光苑職員

職種/①介護職員、②調理員、

③看護師、④介護支援専門員



募集人員/若干名

給料/①時給880円、②

時給830円、880円、③時給1

600円、④時給1800円

時給1500円

賞与/年2.5月分

勤務場所/特別養護老人ホー

ム、デイサービスセンター、

居宅介護支援センター

福利厚生/各種保険加入、職

員健康診断、交通費支給、

有給休暇等、条件により退

職金制度あり

選考方法/面接

受付・問/特別養護老人ホー

ム朝光苑 ☎465-132

55

臨時職員(食堂厨房清掃・食器洗い)

雇用期間/4月9日(火)～平成

26年2月28日(金)

募集人数/1人

勤務日等/水曜、祝日を除く

平日(給食のある日のみ)

長期休業中はなし・採用は

学期ごと

勤務時間/午後3時～6時55

分(学校行事等で変更する場合あり)

賃金等/日給3446円、交

通費一部支給

受付期間/随時(午後1時～

9時)

※土・日曜日を除く。

応募方法/まず電話連絡をお

願いします。書類選考と面

接で採用を決定

問/埼玉県立朝霞高等学校

☎465-1010

ご案内

市の身体障害者支援事業

紙おむつ支給サービス

利用できる方/常時紙おむつ

を利用している市内在住の

方で、身体障害者手帳1、2

級または療育手帳(A、Aを

所持している方。(入院中

の方、施設に入所中の方、3

歳未満の方、長寿はつらつ

課の制度で紙おむつの支給

を受けている方を除きます)

内容/朝霞市指定品目を選択

利用方法/福祉課へ申請

訪問入浴サービス

利用できる方/市内在住の重

準ずる方で、医師が入浴可能と認めた方

利用方法/家庭に浴槽等を搬入し、入浴サービスを提供回数/おおむね月3回(夏季は月4回)

利用者負担/1回1280円

障害者等日中一時支援事業

目的/一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供、また、日常的に介護している家族の支援

場所/「すわ緑風園」など

対象者/市内に住所を有する障害のある方等で次に掲げるいずれかに該当する人

①障害者手帳(身体・療育・精神)を所持している方

②医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担/原則かかった費用の1割負担(市民税非課税世帯は無料)

利用上限/月10日以内

利用方法/利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を持つ18歳以上の人で、手術等により障害程度を軽くしたり取り除いたり、障害の進行を防ぐこと

夕焼け放送の時間が変わります

3月1日(金)から5月31日(金)まで、午後5時の放送になります。

問/教育指導課
☎2432-5
☎463-2884黒目川が変わる...
川のまるごと再生
プロジェクト 始動!申・問/福祉課 ☎2652
☎463-11598
FAX 463-1025

費用/本人および世帯の課税状況により自己負担(原則10%負担)があります。

条件/医療の給付については、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受ける必要があります。

が可能な場合、医療の給付を行います。ただし、更生医療の指定医療機関に限られます。

対象者/肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能およびヒト免疫ウイルスによる免疫機能に障害があり確実な治療効果が期待できる方。心臓、腎臓、肝臓、小腸機能障害のため、手術等を必要とする方。

朝霞市障害者虐待防止センターを開所しました

市では平成24年10月1日に福祉課内に障害者虐待防止センターを開所しました。

障害者への虐待について相談、通報または届け出を受けたときは関係機関との連携により円滑な解決に努めます。

「障害者虐待」とは

障害者を現に養護している者、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に就任する者、雇用者（障害者を雇用する事業主等）が障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為です。

①**身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じるような暴行を加えること、または正當な理由なく障害者の身体を拘束することなど

②**性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせることなど

③**心理的虐待** 障害者に対する暴言や拒絶的な対応などの心理的外傷を与えること
④**放棄・放任** 障害者を衰弱させるような減食、長時間の放置をするなど

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、または障害者から不当に財産上の利益を得ること

このような虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は当センターにご連絡ください。障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

また、虐待を未然に防ぐために養護者の負担軽減のための助言・支援なども行いますので、介助の負担が重いと感じている方はご相談ください。

なお、在宅の18歳未満の障害児への虐待につきましては、朝霞市子育て支援課または所沢児童相談所にも相談・通報することが出来ます。

問／福祉課 内2658 ☎

463-1599

平日夜間および休日の問／☎

463-1111（代表）

市役所警備員室で電話を受け付けし、折り返し担当者から電話をいたします。

犬や猫のふんで
みんなが迷惑しています
飼いが責任をもって
処分しましょう



ご存じですか？生活保護制度

生活保護とは／病気や怪我などにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。

生活保護の要件／生活保護を受けるには、次のような要件があり、活用できるものがあるときは、活用していただくことになります。

① 資産の活用

預貯金・保険・土地・家屋・自動車など活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになります。

② 能力の活用

世帯員のうち働く能力がある方には、その能力を活用していただきます。

③ 扶養義務者の援助

扶養義務者（親・子ども・兄弟姉妹など）からの援助が受けられるときは、それを優先します。

④ ほかの制度の活用

生活保護制度以外の制度（社会保険・雇用保険・各種年金・恩給・手当等）で活用できるものは、それを活用していただきます。

生活保護費の決め方／世帯（暮らしを共にしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と、世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額を保護費として支給します。

収入には、働いて得た収入だけでなく、仕送りや手当・年金など、世帯全員のすべての収入が含まれます。

生活にお困りの方は、早めに福祉課にご相談ください。

生活保護決定までの流れ

事前の相談・保護の申請



調査

- 預貯金、保険、不動産などの資産
- 扶養義務者による扶養の可否
- 就労収入や年金などの社会保障給付



保護の要否判定



開始決定



申請の却下

※調査結果をもとに定められた基準により保護が必要かどうかを判断し、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

生活保護費の決め方

最低生活費と収入を比べ不足した部分が保護費になります。

最低生活費

収入

保護費

最低生活費／世帯の人数、年齢、健康状態などをもとに、国で定めた基準により計算された1か月分の生活費

収入／働いて得た収入だけでなく、仕送りや手当・年金など、世帯全員のすべての収入の合計

問／福祉課 内2655～6 ☎463-1576

はあとぴあ障害者相談 支援センター

支援内容／福祉サービスの利用援助、福祉事務所・児童相談所・教育機関等との連絡調整など各種相談全般
利用できる方／市内在住の身体・知的・精神などの障害のある方およびそのご家族

相談方法／電話、面接、家庭訪問など

受付日時／月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
休所日／土・日曜日、祝日・年末年始

会場・問／はあとぴあ(総合福祉センター) ☎486-12400 FAX 486-12418

朝霞市中小企業融資制度および起業育成資金融資制度をご利用の方へ
**利子補給の申請は
お済みですか？**

市では、朝霞市中小企業融資制度および起業育成資金融資制度を利用されている事業者の方へ利子補給をしています。利子補給の対象となる方には、1月上旬に申請書類を送付しました。申請書の提出が遅れた場合は利子補給の

対象となりませんので、まだ提出されていない方は至急提出をお願いします。

対象者／市融資制度の利用者で平成24年中に利子を支払った方

※代位弁済を受けた方は利子補給の対象となりません。また、市外へ転出した方は、転出した月までの支払利子が対象となります。

補助率／支払い利子の75%
 (起業育成資金融資制度は100%)

対象利子／平成24年中に支払った約定利子

※返済が遅滞した月の支払利子は、約定利子、遅延利子ともに対象外となります。

申請方法／2月28日(木)までに借り入れ先の金融機関で支払利子額の証明を受けた申請書を産業振興課まで提出してください。

※対象となる方で申請書類がまだ届いていない方は、産業振興課までご連絡ください。

問／産業振興課 内2243 ☎463-11903

**有期労働契約の新しい
ルールができました**
 ～労働契約法改正のポイント～

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約の事をいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。詳しくは厚生労働省ホームページ(Url: <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/nitsuite/bunya/koyou/roudou/roundoukiun/keiyaku/seisai/>)をご覧ください。

問／さいたま労働基準監督署 ☎048-600-14803

黒目川まると再生プロジェクト
朝霞市部会開催のお知らせ
 第8回朝霞市部会を次のとおり開催します。黒目川まると再生プロジェクトは平成24年度から4年間でまちづくりと一体となって、黒目川を再生する埼玉県の事業です。自治会や地域活動団体の皆さんなどで構成する市部会で計画づくりを進めています。一般の方の傍聴も可能ですので、関心のある方はご参加ください。

日時／2月23日(土) 午前9時30分～正午

会場／エコネットあさか(リサイクルプラザ)

問／道路交通課 内2542 ☎463-0912

サイカ 彩夏ウボーイの防犯推進室

ひったくりに 注意してください

自転車の前カゴからバッグ等がひったくられる被害が目立っています。

「自分は大丈夫」、「ちょっとの距離だから」などといった油断は禁物です。

ひったくり被害を

防止するための対策

- 自転車のカゴは必ず防犯カバー等で覆う。
- カバンは車道と反対側にしっかりと身につける。
- 後ろから近づいて来るバイクや自転車に注意する。

問／危機管理課 内2373

☎463-1788



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

へるす☆アップ教室(生活習慣病予防の体験教室)

お腹スリムできれい度アップ!～姿勢から始める運動習慣～

申・問／健康づくり課 ☎465-8611

日時／3月7日(木) 午後1時30分～3時30分

会場／中央公民館・コミュニティセンター

内容／姿勢・動作を「意識して整えること」を習慣化し、美しい体型を手に入れ、体の中からもきれいになりましょう。前回の教室でも「姿勢の大切さがよくわかった」「早速取り入れてみたい」と好評の内容です。

講師／健康運動指導士 さいとう のりこ 斉藤 紀子さん

定員／45人(先着順)

持ち物／体操のできる服装・運動靴・汗ふきタオル・水分など

申込方法／2月21日(木)から電話で健康づくり課へ

企画・協力／生き生きネットワークあさか きらり健康づくり



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

園庭開放(いっしょにあそぼう保育園で)

問／子育て支援課 内2646 ☎463-2837

日時／3月7日(木)、19日(火) 午前9時30分～11時(雨天決行)

会場／各公設保育園(北朝霞保育園分園は除く)
※民設民営の保育園はこの園庭開放の対象となっておりませんのでご注意ください。

内容／未就園児のお子さんもお近くの保育園で遊んでいただけるよう、公設保育園(北朝霞保育園分園は除く)の園庭を開放しています(晴れの日は正午まで)。
※7日(木)は「いっしょにあそぼう保育園で」とし園内で製作やリズム遊びなども実施

※米町、北朝霞保育園では、7日(木)に家庭児童相談員によるお子さんの性格やことばの遅れなどの相談を実施

申込方法／事前予約不要。当日直接会場へ

朝霞市地域活動支援センターれすとバザー

問／朝霞市地域活動支援センターれすと ☎462-2310 (木・日曜日、祝日除く午後1時～6時)

日時／毎月第1火曜日 午前10時～午後2時
(祝日、雨天時は翌週)

会場／志本市東町ふれあい広場(ダイエー志木店前)

内容／バザーを行いますので、ぜひご参加ください。
不要な衣服、アクセサリ、バッグ、陶器等のご提供をお待ちしています。提供して下さる方は、お気軽にご連絡ください(ただし、電化製品、家具、布団、おもちゃ類はご遠慮ください)。

東洋大学法律相談部による無料法律相談

問／東洋大学無料法律相談部 ☎03-3945-7592

日時／3月8日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時
(受付は午後3時まで)

会場／産業文化センター

内容／民法(現在裁判中または調停中のもの、税金・破産・労働・雇用関係のもの、弁護士等に依頼しているものは除く)の相談に応じます。社会貢献活動の一環として学生が応対し、法学部教員が回答します。個人情報と秘密は厳守します。

申込方法／事前予約不要。当日直接会場へ(先着順)

主催／東洋大学無料法律相談部

ファミリー・サポート・センター入会説明会

問・問／ファミリー・サポート・センター ☎485-2503

3月の入会説明会

日時／3月9日(土) 午前10時～

会場／西朝霞公民館 定員／20人(要予約)

内容／ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をして下さる方(サポート会員)と援助をお願いする方(ファミリー会員)との相互援助活動を行う会員組織です。入会には、説明会への参加が必要です。また、サポート会員希望の方は、養成講習会への参加も必要です。

援助活動の例／保育施設等への送迎、保育施設開始前および終了後の預かりなど

その他／万が一に備えて、補償保険に加入しています(費用は市が負担)。

※個別説明も実施。詳しくはお問い合わせください。

申込方法／2月20日(水)から電話でファミリー・サポート・センターへ

※駐車場には限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

市民企画講座

夫婦コミュニケーション力UPのためのオープンカウンセリング

問・問／佐藤 ☎090-6003-4588

日時／2月28日(木) 午前11時～午後1時

会場／溝沼市民センター

内容／結婚(パートナー)とは、人間関係の最大の修行!ひとつ屋根の下で生活する中で、お互いのことが理解できない!衝突する!あきらめる…の悪循環から抜け出したいあなたへ。

講師／『解決!ナインイアンサー』でおなじみの心屋仁之助氏認定講師 いかり屋 圭子さん

定員／20人(先着順) 費用／500円(資料代等)

申込方法／電話で問い合わせ 主催／スノードロップ

特設行政相談

問／東京総合行政相談所(行政・法律・くらしの相談コーナー内) ☎03-3987-0229

日時／3月5日(火) 午前10時～午後5時(受付時間は午後4時30分まで)

会場／西武池袋本店7階(南)

内容／総務省関東管区行政評価局では、情報通信・登記・相続・税金等についての相談を行います。

わくわくどーむからのご案内

会場・問／わくわくどーむ(健康増進センター) ☎472-6000

<スペシャルレッスン ～ワンコイン体験～>

イベント名	日時	内容
ピリー・ブランクス Jr. 開発プログラム ダンスウイズミー	2月23日(土) 午後3時～4時	音楽に合わせた動きを楽しんで踊るだけで、気軽にシェイプアップ出来るプログラム
アクアピクス ※温水プールで開催	3月6日(水)、20(水・祝) 午後8時15分～9時	水中で行うエアロピクス(有酸素運動)であり、インストラクターの指導のもと、音楽に合わせて楽しく行える水中運動 ※水着・水泳帽を持参

対象／18歳以上の方 定員／35人 料金／500円

申込方法／2月15日(金)から1階総合受付で受け付けます(定員になりしだい終了)。

主催／Fun Space 株式会社(指定管理者) <http://www.wakuwakudome.jp>

朝市

問／産業振興課 内2243 ☎463-1903

日時／3月3日(日)

午前7時～9時

会場／市役所正面駐車場

内容／服飾・雑貨、新鮮野菜・果物、お茶などお手ごろな価格で提供しています。

※内容は変更になる場合があります。

主催／朝霞市朝市出店者協議会

情報
BOX



催し・
講座

私たちはつい、「英語」で話しかけられたら「英語」で、「フランス語」で話しかけられたら「フランス語」で、と考えてしまいます。フランス語が出来る人がそばにいればすぐに通訳できます。しかし、通訳できる人がいない場合、私たちはどうしたらいいのでしょうか。

そこで阪神淡路大震災の反省をもとに、普通の日本語よりも簡単に、日本に住んでいる外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」が考えられました。

例えば、「川が増水しました。」を、やさしい日本語に直すと「川の 水が 増えていきます。」となります。やさしい単語だけ使っているので、外国人だけでなくお年寄りや子どもにも意味が伝わりやすくなります。そして「やさしい日本語」は日本語が分かる人なら誰でもできます。

また、「ピクトグラム」は情報や注意を表示する絵文字のことをいいます。例として「非常口」や「車椅子」のマークがあります。

言葉を選んだり、絵を使って情報を伝えることは、相手进行を思いやる気持ち＝コミュニケーションの第一歩です。

災害の時や、またそれ以外の時でもコミュニケーションの方法として「やさしい日本語」をぜひ使ってみてください。



こくさいこうりゅう にほんご がくしゅう
国際交流と日本語学習

日時／毎週金曜日

午前10時～12時

場所／コミュニティセンター

問い合わせ／A I S朝霞地区インターナショナルソサエティ） 鈴木

☎090-6483-7034

<http://ais1989.hp-ez.com>

※この日本語学習は、A I Sが活動の一環として行っているもので年を通して行われていますが、日時・場所・内容などが変更になる場合がありますので、詳しくは上記までお問い合わせください。

身近に日本語のわからない方がいましたら、この情報をお伝えいただければ幸いです。